

準指導員・指導員受検における単位取得移行措置の有効年度について

2012.10.01
SAK教育本部

【準指導員・指導員の場合】

移行措置の有効年度

検定会期		会場	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
2006.3.3～5	H18.3.3～5	車山他	○	○	○										
2007.3.2～4	H19.3.2～4	車山他		○	○	○									
2008.3.7～9	H20.3.7～9	車山他			○	○	○								
2009.3.6～8	H21.3.6～8	車山他				○	○	○	○						
2010.3.5～7	H22.3.5～7	車山他					○	○	○	○					
2011.3.5～6	H23.3.5～6	車山他						○	○	○	○				
2012.3.3～4	H24.3.3～4	車山他							○	○	○	○			
2013.3.2～3 (昨年度)	H25.3.2～3	車山他								○	○	○	○		
2014.2.28～3.2(本年度)	H26.3.	車山他									○				
2015.3	H27.3.	車山他										○			
2016.3	H28.3.	車山他											○		

取得単位の移行措置の有効期間は、A・B・C・Dの単位中、いずれかの単位を最初に取得した年から起算して4年間とする。
2011年2月の指導員検定受検者、2011年3月の準指導員検定受検者で2011年に単位を取得した方の有効年度は、2014年(今年度)が最終になります。